

令和元年
第6回南九州市農業委員会 議事録

1. 日 時 令和元年6月27日(木) 午後2時～

2. 場 所 穎娃保健センター

3. 出席委員(17 人)

会長	1 番	寶代 行廣			
会長職務代理	2 番	今市 範男			
委員	3 番	栗ヶ窪 和治	5 番	宮原 耕一	
	6 番	東 鈴子	7 番	田中 司	8 番 君野 潤二
	9 番	松村 孝徳	10 番	吉崎 久男	11 番 菊永 多佳子
	12 番	宮原 俊郎	14 番	松永 正美	
	16 番	永山 明美	17 番	梶山 俊孝	
	18 番	栢木 いさ子	19 番	大隣 初美	20 番 月野 貴大

4. 欠席委員(3人) 4番 下之門 信洋, 13番 徳永 映子, 15番 東垂水 勝秀

5. 議 題

- 開会の宣告
- 会長諸般の報告
- 事務局長諸般の報告
- 開議の宣告
- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 会期決定の件
- 日程第3 議案審議に係る通知事案について
- 日程第4 農業経営改善計画認定者の報告について
- 日程第5 議案第36号 農業振興地域整備変更計画書(案)の意見決定について
- 日程第6 議案第37号 農地法第5条による転用許可後の事業計画変更に対する承認について
- 日程第7 議案第38号 農地法第3条許可申請に対する許可について
- 日程第8 議案第39号 農地法第5条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定について
- 日程第9 議案第40号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について

- 日程第 10 議案第 41 号 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律
による入会林野整備計画に対する意見決定について
- 日程第 11 議案第 42 号 農地利用変更届に関する指導要領の制定について
- 日程第 12 その他

- 閉議の宣告

- 閉会の宣告

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 榎下町 浩二

農政係長 蔵元 善兼, 係員 中村 信介, 内 良一

農地係長 塗木 芳浩, 係員 川畑 和成, 西野 政則, 中村 英樹

7. 会議の概要

開 会 午後 2 時

事務局長 定刻になりましたのでご起立願います。
「一同 礼」
ご着席願います。

議 長 それでは、出席確認を行います。下之門委員、徳永委員、東垂水委員、から一
身上の都合により、欠席届が提出されております。
ただいまの出席人員は 17 名で、会議の定足数に達しております。これより令和
元年第 6 回 南九州市農業委員会総会 を開会いたします。

議 長 まず会長諸般の報告でございますが、議案資料の 97 頁をご覧くださいと思
います。（諸般の報告をおこなう。）

議 長 続きまして事務局諸般の報告に移ります。事務局長の報告を求めます。

事務局長 （諸般報告をおこなう。）

議 長 只今の、会長・事務局長諸般の報告に対しまして、質問、ご意見はございませ
んか。

委員 「なし」の声あり

議長 ないようでございますので、これより本日の会議を開きます。会議に先立ちお願いをいたします。会議録作成に必要でございますので、質疑、意見等発言を求める委員は、挙手のうえ、自分の議席番号を言ってから発言してください。

議長 日程第1 会議録署名委員の指名をおこないます。会議録署名委員は会議規則第19条第2項の規定により、12番宮原委員、14番松永委員を指名し、会議書記に蔵元農政係長を指名いたします。

議長 日程第2 会期決定の件を議題に供します。
お諮りします。本会議の会期は、本日6月27日の1日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日限りの1日間とすることに決定しました。

議長 続きまして、日程第3 議案審議に係る通知事案について、事務局の説明を求めます。

農地係長 それでは、議案審議に関する農用地利用集積計画並びに議案審議に関しない農用地利用集積計画の合意解約について説明いたします。

3ページからになります。

次に農用地利用集積計画の合意解約による通知事案は18件の合意解約がなされました。

内容は、賃貸人が颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん、賃借人は〇〇〇〇 他の申し入れです。

解約の主導は、貸人主導によるもの 18件となっております。地目の内訳は、畑が5筆の36,108㎡、田が26筆の12,503㎡、地域別では颯娃4件、川辺14件となっております。

以上で、説明を終わります。

議長 只今の事案について、質疑はありますか。

委員 「なし」の声あり

議長 質疑なしと認めます。只今の案件につきましては、あくまでも通知事案でございますので、ご了承いただきたいと思ひます。

議長 続きまして、日程第4 農業経営改善計画認定者の報告についてを議題とします。事務局に説明を求めます。

農政係長 資料は7頁から11頁で、今回は、新規認定2件、再認定4件であります。一覧表は9頁、新規認定個別表は、10頁になります。

まず、整理番号1、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。これまで〇〇地域において家族3人で茶5.7haの経営を行ってききました。今後は、後継者が経営に参加したことから、規模拡大と優良品種への転換を図り経営の安定に努めたい考えです。

経営改善目標を達成するために、圃場の連担化を進めるとともに、複式簿記と簡易経営分析を習得し、併せて制度資金を活用し農業機械の更新を行いたい考えです。

次に、整理番号2、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。現在、施設花卉と露地野菜の組み合わせにより農業収入を伸ばしてきましたが、今後は、作付時期を分散することにより、経営の安定と省力化に努めたい考えです。

経営改善目標を達成するために、土壌分析や自家育苗で低コストを目指すとともに、制度資金等を活用し農業機械の更新を行いたい考えです。

なお、再認定4件の個別表は、資料の11頁になりますので、お目通しをお願い致します。以上で報告を終わります。

議長 只今事務局から報告のありました件について質問はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問なしと認めます。只今の案件につきましても、あくまでも報告事案でございますので、ご了承いただきたいと思ひます。

議長 次に、日程第5 議案第36号 農業振興地域整備変更計画書(案)の意見決定についてを議題といたします。現地調査員の報告をお願いいたします。まず松永委員をお願いします。

松永委員 審議番号1番です。

申請人は、〇〇の〇〇〇〇です。

申請地は、知覧町〇〇で、原野の2,476㎡で、〇〇集落の北側付近に位置します。

申請人は、申請地に太陽光発電設備を設置するもので、農用地区域から除外をするものです。代替地についても検討しましたが、適当な土地が見つからなかったとのことでした。

議 長 次に、田中委員お願いします。

田中委員 審議番号2番です。

申請人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、颯娃町〇〇の一部で、畑の2,505㎡のうち424㎡で、〇〇集落に位置します。

申請人は、約20年前に農業に従事するため、来町し、倉庫として利用していたコンテナを居住用に改造して生活しており、農用地区域から除外をするものです。

始末書も提出されていきました。平成16年頃、所有権が移転されており、その時点で農用地区域から除外されるべきと考えます。このような案件が南九州市に点在していると思いますので、調査をする必要があると感じました。

議 長 ここで事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。

農業振興地域の変更条件には、代替地の検討、農地の集団化・作業効率への影響、用排水路への影響、土地改良事業等の有無について検討することとなっていますが、現地調査委員から報告があったとおりでございます。

審議番号1番は、地目原野のため転用申請は不要です。2番は、来月以降転用申請が提出される見込みです。

補足説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します。

議 長 只今、現地調査員の報告並びに事務局から説明のありました案件について、審議をお願いします。

議 長 質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第36号 農業振興地域整備変更計画書(案)については、申請理由からしてやむを得ない変更として適当意見とすることにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第36号については、申請どおり適当意見とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、日程第6 議案第37号 農地法第5条による転用許可後の事業計画変更に対する承認についてを議題とします。まず現地調査員の説明をお願いします。松村委員をお願いします。

松村委員 審議番号1番です。
申請人は、〇〇市の〇〇〇〇です。
申請地は、知覧町〇〇、畑の755㎡で、〇〇の南側で〇〇集落に位置します。
申請人は〇〇を営んでおり、平成29年6月に通所リハビリ施設有料老人ホームを建築するため農地法第5条の転用許可を受けたが、市の特定施設入居者生活介護事業が見込まれないこととなり現在に至ったところで今回、隣接する北側の農地1筆(5条申請同時)と宅地1筆を加え、一体利用してサービス付高齢者住宅を建築しようとするものです。何ら他の畑に対して影響を与えるものではないことを報告します。

議 長 次に、今市委員をお願いします。

今市委員 審議番号2番です。
申請人は、〇〇市の〇〇〇〇です。
申請地は、川辺町〇〇 他6筆、畑の403㎡で、〇〇集落に位置します。
申出者は、太陽光発電施設の設置に伴い、平成30年9月に太陽光発電施設を建築するため農地法第5条の転用許可を受けたが、転用許可を得た畑1筆を地上権設定から所有権移転へ変更並びに畑7筆を追加し管理体制を図るため駐車場・資材置場を確保しようとするものです。周囲の状況から、計画変更は何ら問題はないと思います。

議 長 ところで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。
内容については、現地調査委員から報告があったとおりでございます。
審議番号1・2番とも、後ほど、新たに追加した畑については、5条申請
でご審議して頂きます。
補足説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します。

議 長 これより審議をお願いします。只今事務局から報告のありました件について質
問、ご意見はありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第37号 農地法第5条による転用許可後の事業計画変更について、原案ど
おり承認することに、ご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第37号については、原案どおり承認す
ることに決定いたしました。

議 長 次に、日程第7 議案第38号 農地法第3条許可申請に対する許可についてを議
題とします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 それでは、農地法第3条の規定による農地等の権利移動の許可申請に対
する許可についてご説明申し上げます。29筆からになります。

今回の申請は、所有権移転8件になります。所有権移転について、譲渡
人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん ほか
の申請であります。

内訳は、田が5筆で1,644㎡、畑が13筆で20,400㎡、合計18筆22,044
㎡となっています。

理由は、1番・4番・8番が知人、2番が兄、6番が親から受贈、3番・
7番が規模拡大、5番が所有権確認等請求事件判決による取得となっております。

土地の取引価格につきましては、10aあたり、畑が275,000円から

1,893,000 円で売買される予定です。

地域別では、穎娃 5 件、知覧 2 件、川辺 1 件でございます。

また、法第 3 条第 2 項各号の判断については、31～34 号の調査書のとおりでございます。

以上の案件については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、事務局としましては、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。

以上で、説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します。

議長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。
質問、ご意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第 38 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可については、全案件
について申請どおり許可することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第 38 号については、全案件について、申請どおり許可す
ることに決定いたします。

議長 次に、日程第 8 議案第 39 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可並びに意見
聴取決定についてを議題といたしますが、まずもって現地調査員から、所有権移
転 8 件のご報告をお願いします。田中委員をお願いします。

田中委員 審議番号 1 番です。
譲受人が、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。
譲渡人が、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。
申請地は、穎娃町〇〇で、畑の 375 m²で、〇〇集落に位置します。
申請人は現在、借家住まいで手狭のため、申請地を譲り受けて、一般住宅
を建築しようとするものです。周囲の状況から転用することは問題ないと思
います。

議長 次に、松永委員をお願いします。

松永委員

審議番号2番です。

譲受人が、〇〇市の〇〇〇〇です。

譲渡人が、〇〇市の〇〇〇〇さん 他1名です。

申請地は、颯娃町〇〇 他1筆、畑の2,207 m²で、〇〇集落の北側付近に位置します。

申請人は、太陽光発電事業を営んでおり、日当たりが良く太陽光発電に適していることから、申請地を譲り受けて、隣接地の山林・原野と一体として太陽光発電施設を設置しようとするものです。

議 長

次に、松村委員お願いします。

松村委員

審議番号3番です。

譲受人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。

譲渡人が、愛知県〇〇市の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇、畑の434 m²で、〇〇の東側付近で〇〇集落に位置します。

申請人は現在、借家住まいのため、申請地を譲り受けて、一般住宅を建築しようとするものです。

審議番号4番です。

申請人は、〇〇市の〇〇〇〇です。

譲渡人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇、畑の599 m²で、〇〇の南側で〇〇集落に位置します。

詳細については、事業計画変更の審議番号1で説明したとおり、隣接地と一体利用してサービス付高齢者住宅を建築しようとするものです。

審議番号5番です。

譲受人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。

譲渡人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇の一部、畑の953 m²のうち396 m²で、〇〇集落に位置します。

申請人は現在、借家住まいのため、申請地を譲り受けて、一般住宅を建築しようとするものです。

以上で報告を終わります。

議 長

次に、今市委員お願いします。

今市委員

審議番号6番です。

譲受人が、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。

譲渡人が、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇 他1筆、田の412㎡で、〇〇の南側付近の〇〇集落に位置します。

申請人は、〇〇事業を営んでおり、事業拡大に伴い、申請地を譲り受けて、効率的に運営を図るため資材置場を確保しようとするものです。周囲の状況から転用することに何ら問題はないと判断しました。

審議番号7番です。

譲受人が、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。

譲渡人が、〇〇市の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇、畑の462㎡で、〇〇の北西側付近の〇〇集落に位置します。

申請人は、社会福祉法人〇〇〇〇の保育士で〇〇〇の娘であり、運動場・遊び場が手狭のため、隣接地である申請地を譲り受けて、運動場・遊び場を確保しようとするものです。なお、社会福祉法人〇〇〇〇へ貸付けの賃貸借契約書が添付されています。周囲の状況から転用することに何ら問題はないと判断しました。

審議番号8番です。

譲受人が、〇〇市の〇〇〇〇です。

譲渡人が、川辺町〇〇の〇〇〇〇さん 他6名です。

詳細については、事業計画変更の審議番号2で説明したとおり、畑7筆を追加し管理体制を図るため駐車場・資材置場を確保しようとするものです。

先ほど説明したとおり、特に転用することに問題はないと思いました。以上で報告を終わります。

議 長

ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長

補足説明いたします。

5条申請のすべてにおいて、一般基準の資力及び信用ですが、添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。

審議番号1番です。

立地基準ですが、500m以内に〇〇駅の施設があるため、「第2種農地」

の「500m以内農地」と判断されます。

関係行政庁の許認可等については、特に必要ありません。

審議番号2番です。

立地基準ですが、周囲に10ha以上の集団性があり、生産性が高いため第1種農地と判断されますが、農地と隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うもので、農地部分2,207㎡が全体面積32,883㎡の3分の1を超えないため、第1種農地の不許可の例外である「隣接地一体事業」と判断されます。

関係行政庁の許認可等については、経済産業省からの太陽光発電設備に係る設備認定通知書が添付されております。

審議番号3番です。

立地基準ですが、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、「第2種農地」の「その他の農地」と判断されます。

関係行政庁の許認可等については、特に必要ありません。

次に、審議番号4番5番です。

立地基準ですが、上水道及び下水道が埋設された幅員4m以上の市道に面しており、かつ概ね500m以内に〇〇〇〇と〇〇〇〇があるため、「第3種農地」の「都市的環境整備農地」と判断されます。

関係行政庁の許認可等については、特に必要ありません。

次に、審議番号6番7番です。

立地基準ですが、申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であることから、第3種農地の「都市計画用途地域内農地」と判断されます。

関係行政庁の許認可等については、特に必要ありません。

個人名で申請されていますが、社会福祉法人においては、県からの法人運営指導により不動産については地上権又は賃借権を設定することを要件に、貸与を受ける事が認められているとのことで、現在ある施設の土地所有者も個人名になっているところです。

次に、審議番号8番です。

立地基準ですが、農地の広がり10ha未満であり、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区

域に近接する区域内にある農地であることから「第2種農地」の「市街化近接農地」と判断されます。

関係行政庁の許認可等については、太陽光設置区域により経済産業省からの太陽光発電設備に係る設備認定通知書が添付されております。

なお、審議番号2番と8番は県常設審議会への意見聴取となります。補足説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します。

議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。

議案第39号 農地法第5条申請に対する許可並びに意見聴取決定については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。

よって議案第39号に係る案件については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することに決定されました。

議 長 次に、日程第9 議案第40号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 次に、審議番号9番です。63 号からになります。

先ず「所有権移転」についてですが、譲渡人は、〇〇市の〇〇〇〇さん、譲受人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、他5件で、理由は規模拡大であります。

地目の内訳は畑が6筆の5,079㎡であります。

申請農地の取引価格については10a当り、畑の290,000円～5,650,000円で売買される予定です。地域別では、知覧4件、川辺2件となっております。

次に、「賃貸借利用権」の設定であります。66 号からになります。

利用権を設定する者は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、利用権の設定を受ける者は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん ほか91件になります。

設定面積は、田が 92 筆で 67,662 m²、畑が 63 筆で 78,847 m²の合計 155 筆の 146,509 m²になります。地域別では、穎娃 9 件、知覧 10 件、川辺 73 件、合計 92 件となっております。

次に「使用貸借権設定」の設定であります。82 筆からになります。

利用権を設定する者は、〇〇〇〇、利用権の設定を受ける者は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、他 32 件になります。

設定面積は、田が 29 筆の 19,885 m²、畑が 18 筆の 30,773 m²で合計 47 筆、50,658 m²になります。

地域別では、穎娃 6 件、知覧 7 件、川辺 20 件、合計 33 件となっております。

以上、全ての案件について利用集積計画を確認しましたところ、その内容は基本構想に適合し、その農用地の全てにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者の全ての同意が得られていることを確認いたしました。

以上で説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します。

議長 只今説明のありました案件について審議をお願いいたしますが、所有権移転の番号 2・3 番については松村委員が議事参与の制限に該当しますので、まず該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。

質問、ご意見はございませんか。

吉崎委員 所有権移転のところで 1 件 565 万円という説明がありましたが、再度説明して下さい。

農地係長 番号 1 の知覧町〇〇〇〇番です。場所は知覧の〇〇〇〇の南側のところです。ほぼ隣接しています。

議長 ほかにございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。

議案第 40 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に係る案件の内、所有権移転の番号 2・3 番を除く 4 件と賃貸借利用権設定の全案件並びに使用貸借利用権設定の全案件について、申請どおり適当意見とすることに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第40号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に係る案件の内、所有権移転の番号2・3番を除く4件と賃貸借利用権設定の全案件並びに使用貸借利用権設定の全案件については、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議長 引き続き、議案第40号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を行います。それでは、松村委員の退室を求めます。

(松村 委員 退室)

議長 これより、質疑を行います。質問、ご意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質疑がございませんので、採決いたします。

議案第40号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の内、議事参与の制限に該当する、所有権移転の番号2・3番については、申請どおり適当意見とすることにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。よって、議案第40号の内、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定いたします。松村委員の入室を許可いたします。

(松村 委員 入室)

議長 松村委員に報告いたします。議案第40号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見することに決定されました。

議長 次に、日程第10 議案第41号 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律による入会林野整備計画に対する意見決定についてを議題とします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長

それでは、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律による入会林野整備計画に対する意見決定について説明いたします。

資料は、89 ページからになります。

今回、〇〇〇入会林野整備組合から提出された入会林野整備計画書を呈示いたしますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

入会林野整備事業につきましては、昭和 41 年に施行(しこう)された「入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律」が根拠です。

この法律は、入会権(いりあいけん)を消滅させ、所有権に置き換えることで土地の所有者を明確にし、売買等を可能にし、積極的に土地を利用させることにより、農林業を発展させることを目的に始められたものです。

あくまでも、農林業振興のための事業でありますので、新しく所有権を有する方が農地法第3条第2項の各号に該当しないか判断する必要があります。従来の農地法第3条で、農地を農地として取得する場合と同じ手続きが必要となります。

これらを踏まえまして、〇〇入会林野整備組合 組合長〇〇〇〇さんから提出された整備計画の審査をお願いしたいところです。

この組合は全体計画で、関係者数 51 名、筆数 147 筆の 123,621.38 m²で、うち農地に関する部分が、関係者数 25 名、筆数 49 筆の 18,871 m²(田 21 筆 8,077 m², 畑 28 筆 10,794 m²)であります。

この事業が推進されますと、現所有者の名義となり、農地の流動化の妨げとなっている他人名義の農地がいくらかでも解消され、所有権移転や貸借権設定等による利用集積が進むものと期待しています。

以上で、説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します。

議 長

ここで閲覧のため時間を設けます。3時15分まで休憩します。

午後3時00分休憩

午後3時15分開議

議 長

事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。
質問、ご意見はございませんか。

委 員

「なし」の声あり

議 長

質問、ご意見がありませんので、採決いたします。議案第41号 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律による入会林野整備計画に対する意見決

定については、適当意見とすることにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第41号については、申請どおり適当意見とすることに決定いたします。

議長 続きまして、日程第11 議案第42号農地利用変更届に関する指導要領の制定についてを議題とします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 農地利用変更届に関する指導要領の制定について説明いたします。
農地転用の要領に定める適用範囲以外への農地利用変更の手続きを行うものです。

(定義)

2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は次のとおりとする。

(1) 農地利用変更

埋め立てや盛土、削土等により農地の形状を変更して利用すること。又は農業用施設を建設して当該施設用地として利用すること。

(2) 所有者等

農地の所有者又は利用変更について所有者の同意を得た耕作者。

(届書)

3 農地の利用変更を行う農地の所有者等は、農地利用変更届を農業委員会に提出しなければならない。その際には、下記の書類を添付するものとする。ただし、農地転用等本要領に定める適用範囲以外への農地利用変更を行う場合には、農地法の規定に基づく手続きを行わなければならない。

(1) 土地の全部事項証明書

(2) 地籍図

(3) 筆の一部について農地の利用変更を行う場合は、当該部分の求積図

(4) 農業用施設を建築する場合は、確約書

(5) 同意書

(6) その他必要な書類

(基準)

4 農地の利用変更は、次に掲げる基準を守って行わなければならない。

(1) 隣接地への被害防除について、必要な措置を行うこと。

(2) 農地の利用変更後においても、農地又は農業用施設用地として有効利用すること。

- (3) 隣接地所有者等の同意を得た上で農地の利用変更を行うこと。ただし、隣接地が耕作放棄地等の場合には、この限りでない。
- (4) 所有者等は、農地の利用変更の施工に関し隣接地所有者等の意見を尊重し、その理解と協力が得られるように努めること。
- (5) その他必要な手続きがある場合には、その手続きを行うこと。
- (調査及び処理)

5 提出された農地利用変更届について、利用変更による隣接農地への被害の有無等について事務局職員による現地調査を行う。現地調査の結果、利用変更による隣接農地への被害がないと認めた場合には、届書の処理欄にその旨記載して受理通知を交付する。ただし、隣接農地の営農に関して支障があると認められる場合には、必要な指導を行う。ことといたします。

以上で、説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します。

議 長 これより審議をお願いします。只今事務局から報告のありました件について質問、ご意見はありませんか。

松永委員 届書(5)同意書は、所有者の同意書とはダブらずに、隣接地の人の同意書が必要ということですか。

農地係長 関係地番に隣接する土地を指してします。

局 長 若干、補足説明します。農地利用の変更については、県内19市で事務を取扱っており、そのうち4市が要綱を定めています。要綱はないが事務処理要領を定めているところが2市あります。近隣では指宿市は要綱を定めており、同意書添付が義務づけられています。枕崎市・南さつま市は何も定められていなくて、同意書の添付も不要となっています。南九州市では何の基準も定められていなかったもので、今回、指導要領の提案するものです。これまでも同意書を添付するように指導をしていましたが、基準の4の(3)で、同意書をもらえない場合は、やむを得ないという文言も入れております。

梶山委員 定義2の(2)の同意と届書3の(5)の同意書について、両方を指しているのであればこれでいいですが、下の方が隣接地の同意書ということであれば、明確に入れた方がいいのではないのでしょうか。

議 長 ここでしばらく休憩します。

午後 3 時 25 分休憩

午後 3 時 30 分開議

議 長 再開します。指導要領のうち、定義 2 の (2) 所有者等の後の文言について、「農地の所有者及び耕作者」に修正すると、届書 3 の (5) 同意書のあとに、「(隣接地)」の語句を挿入します。

議 長 これより採決します。議案第 42 号農地利用変更届に関する指導要領の制定については、先ほど述べましたとおり、一部を修正のうえ承認することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第 42 号 農地利用変更届に関する指導要領の制定については、一部修正のうえ承認することに決定いたしました。

議 長 次に、日程第 11 その他でございますが、委員の方々から何かございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますが、事務局は何かございませんか。

事務局長 (今後の日程について連絡する。)

議 長 只今の件について、ご質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 他にございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じ、併せて令和元年第 6 回南九州市農業委員会総会を閉会いたします。ご起立願います。

事務局長 「一同礼」

閉 会 午後3時40分